報道発表　　　　　　　　　　　　　　　　文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和５年７月２１日

文化審議会の答申
（選定保存技術の選定及び保持者の認定等）

文化審議会（会長　佐藤（さとう）　信（まこと））は、７月２１日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は８６件、保持者数は６２名、保存団体数は３８団体となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ．答申内容」「Ⅱ．解説」「Ⅲ．参考」を御覧ください。

＜担当＞文化庁文化財第一課

課　　長	齋藤　憲一郎	（内線 9701）
課長補佐	小西　倫子	（内線 9703）
文化財調査官（建造物担当）	江島　祐輔	（内線 9690）
文化財調査官（美術工芸品担当）	岡村　一幸	（内線 9712）
	中野　慎之	（内線 9711）
主任文化財調査官（芸能担当）	吉田　純子	（内線 9709）
審議会係長	杉本　翔	（内線 9722）

電話：075-451-4111（代表）

（別紙）

Ⅰ．答申内容

１．選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は令和５年７月２１日現在

選定保存技術	保持者		
名称	氏名	生年月日（年齢）	住所
（有形文化財等関係）			
手織中継表製作（ておりなかつぎおもてせいさく）	末山 淳平（きたやま じゅんぺい）	昭和7年11月20日（満90歳）	広島県福山市
手縫藁床製作（てぬいわらどこせいさく）	荒川 有三（あらかわ ゆうぞう）	昭和25年12月11日（満72歳）	山口県山陽小野田市

２．選定保存技術の保持者の追加認定

年齢は令和５年７月２１日現在

選定保存技術	保持者		
名称	氏名	生年月日（年齢）	住所
（有形文化財等関係）			
表装建具製作（ひょうそうたてぐせいさく）	臼井 浩明（うすい ひろあき）	昭和47年2月27日（満51歳）	滋賀県大津市

３．選定保存技術の選定及び保存団体の認定

選定保存技術	保存団体		
名称	団体名	代表者	事務所の所在地
（有形文化財等関係）			
手織中継表製作（ておりなかつぎおもてせいさく）	文化財畳保存会（ぶんかざいたたみほぞんかい）	会長 磯垣 昇（いそがき のぼる）	京都府京都市
表装裂製作（ひょうそうぎれせいさく）	一般社団法人 文化財修理表装裂継承協会（ぶんかざいしゅうりひょうそうぎれけいしょうきょうかい）	理事長 田中 淳史（たなか じゅんじ）	京都府京都市

４．選定保存技術の保存団体の追加認定

選定保存技術	保　存　団　体		
名　称	団体名	代表者	事務所の所在地
（無形文化財等関係）			
のうしょうぞくせいさく 能装束製作	のうしょうぞくせいさく ぎ じゅつ ほ ぞんかい 能装束製作技術保存会	会長 さ さ き　よう じ 佐々木　洋次	京都府京都市

５．選定保存技術の保持者の認定解除

年齢は令和５年７月２１日現在

選定保存技術	保　持　者		
名　称	氏　名	生年月日（年齢）	住　所
（有形文化財等関係）			
ひょうそうたて ぐ せいさく 表装建具製作	くろ だ　しゅんすけ 黒田　俊介	昭和19年1月24日 （満79歳）	京都府京都市

Ⅱ．解説

〔１．選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定〕

（有形文化財等関係）

１　手織中継表製作（ておりなかつぎおもてせいさく）　耒山（きたやま）　淳平（じゅんぺい）
文化財畳保存会（ぶんかざいたたみほぞんかい）

（耒山　淳平　氏）

（織機で藺草を織り込む）

（１）選定保存技術の選定について

①名称

手織中継表製作

②選定保存技術の概要

中継表は畳表のひとつで、様々な文化財建造物の畳に使用されている。従来の畳表は１本の長い藺草（いぐさ）で織った引通表（ひきとおしおもて）が用いられていたが、近世には２本の藺草を両端から通して中間で繋ぐ中継表が考案された。これにより、短い藺草でも畳表の材料として使えるようになった。またこの技法では太さが均一な藺草の中間部分のみを使用することにより、良質な畳表の製織が可能となった。

手織中継表の製作は、①手織機に麻を紡いだ縦糸を掛け、両端から藺草を通す、②藺草を通す度に機のコテが前後に傾き、縦糸が２本毎に前後にずれることで交互に織る、③２０回ほど藺草を通したら、コテで強く叩き締める、④これを繰り返すことで１枚の中継表を織り上げる、といった工程をたどる。皺や斑が出ないように

一様に織ったり、材料となる藺草を選別したりするには熟練を要する。

畳需要の減少や動力織機への移行などで、手織中継表の織手は数人を残すのみとなり、技術の保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保持者の認定について

①保持者

氏　　名　末山　淳平

生年月日　昭和７年１１月２０日（満９０歳）

住　　所　広島県福山市

②保持者の特徴

同人は手織中継表製作に精通し、その卓越する技術は高い評価を得ている。また手織機の調整、製作や縦糸の製作など、周辺技術も熟知している。

③保持者の概要

同人は、勤務していた造船会社が運営する研修施設で、昭和６３年から手織中継表の機（はた）の製作に従事した。織機製作の傍ら、手織中継表製作の技術者から技術を習得し、長年手織中継表製作に従事してその技術に精通している。更に手織機の調整、製作や縦糸に用いる麻糸の製作など、手織中継表製作に欠かせない技術も熟知している。以上のように、同人は、手織中継表製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

昭和４７年　常石造船株式会社入社
同　６３年　常石造船の研修施設みろくの里で手織中継表機製作に従事
平成　５年　常石造船株式会社退社
同　　６年　広島県立博物館「こども博物館教室」講師（同２９年まで）
同　２０年　協同組合伝統技法研究会「第３回伝技塾」講師
同　　　年　文化財畳保存会「畳表製織研修会」講師（同３１年まで）
同　２３年　文化財畳保存会「手織畳表伝承者要請コース」講師（同３１年まで）

（３）保存団体の認定について

①保存団体

団　体　名　文化財畳保存会（ぶんかざいたたみほぞんかい）

代　表　者　会長　磯垣（いそがき）　昇（のぼる）

事務所の所在地　京都府京都市

②保存団体の概要

文化財畳保存会は、畳製作技術の継承と伝承者の養成を目的として平成１４年に設立された団体である。平成２０年には選定保存技術「畳製作」の保存団体に認定された。同会は、畳製作技術の研修会を実施しており、加えて平成２３年には「手織畳表伝承者養成コース」を、同２６年には「イ草栽培後継者養成コース」を開講した。「手織畳表伝承者養成コース」では、製織技術や織機の調整方法、麻を用いた縦糸の製作などの研修を行ってきた。以上のように同会は、手織中継表製作の保存上適当と認められる事業を行う団体である。

（４）備考

同分野の既認定者・既認定団体
なし

２　手縫藁床製作（てぬいわらどこせいさく）　荒川（あらかわ）　有三（ゆうぞう）

（荒川　有三　氏）

（藁床を縫う荒川氏）

（１）選定保存技術の選定について

①名称

手縫藁床製作

②選定保存技術の概要

畳は、古くは厚みのある敷物や置畳（おきだたみ）として用いられていた。書院造の普及などにより次第に室内全体に敷き込むようになったため、厚みがあり堅く締まった藁床が求められるようになった。

手縫藁床の製作は、①藁や藁を編んだ菰（こも）を縦横交互に何層も重ね、縁（へり）を縫い上げる、②その後全体を棒縫（ぼうぬ）いや筋縫（すじぬ）いなどの縫い方で締め込む、③最後に周囲を切りまわして形を整える、といった工程をたどる。斑が出にくく長持ちをする藁床を製作するには、一様に縫う技術が必要であり熟練を要する。

藁床に限らず畳床製作の動力製造への移行や畳そのものの需要減少に伴い、藁床を手縫いで製作できる職人は数人を残すのみとなり、技術の保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保持者の認定について

①保持者

氏　　名　荒川　有三

生年月日　昭和２５年１２月１１日（満７２歳）

住　　所　山口県山陽小野田市

②保持者の特徴

同人は手縫藁床製作に精通し、その卓越する技術は高い評価を得ている。また独自に研修会を開催し、全国各地から集まった若手の職人に技術を伝承している。

③保持者の概要

同人は、昭和４４年の高校卒業と同時に荒川製畳所に入社して昭和５６年に畳製作一級技能士を取得した後、父の指導の下、手縫藁床の製作に従事し技術を習得した。

国宝・重要文化財建造物の修理に関与し、手縫藁床の修理を行っているほか、平成１６年からは自らの工房で、全国各地から若手の職人を集めて手縫藁床製作や畳製作の研修会を開催し、後進の育成にも取り組んでいる。

以上のように、同人は、手縫藁床製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

昭和４４年　荒川製畳所入社
同　５６年　畳製作一級技能士取得
平成１６年　手縫藁床実技研修会を開催
同　２２年　文化財畳保存会伝承者養成事業講師

（３）備考

同分野の既認定者・既認定団体
なし

〔２．選定保存技術の保持者の追加認定〕

（有形文化財等関係）

１　表装建具製作（ひょうそうたてぐせいさく）　　臼井（うすい）　浩明（ひろあき）

「表装建具製作」は、平成７年５月３１日に選定保存技術に選定され、現在、保持者として黒田俊介氏、村上潤一氏が認定されている。現保持者に加えて、臼井氏を保持者として「追加認定」するものである。

（臼井　浩明　氏）

（鉋をかける臼井氏）

（１）選定保存技術「表装建具製作」について

表装建具は、絵画や書跡等の装丁のうち屏風装、額装、襖貼付、壁貼付等に用いられる木製の下地骨組及び縁木を指す。下地材料は樹脂が少なく、変形の少ない杉の白太が好まれ、工程は木取り、矯正、削加工、寸法決め、仕口加工、仕上加工、組立の順をたどる。

前記の形状の書画類は、我が国には一般的な室内調度として極めて多数が伝存するが、修理に際しては原則表装建具の新調が必要となり、製作需要は不断に存在する。しかし、表装建具のわずかな狂いが文化財の損傷原因となるため、その製作には細やかな神経と正確無比な加工技術が要求される。良質な材料を選別し、伝統的な工法を用い、高度な技術をもって正確に製作された表装建具の需要が大きく低下するなかで、同製作技術に対し保護の措置を講じる必要性がある。

（２）保持者の認定について

①保持者

氏　　名　臼井　浩明

生年月日　昭和４７年２月２７日（満５１歳）

住　　所　滋賀県大津市

②保持者の特徴

同人の表装建具製作は、材料の吟味と正確かつ繊細な仕上がりにおいて高い評価を得ている。

③保持者の概要

同人は、昭和４７年京都府に生まれた。茶道指物製作、調度指物製作などをはじめ、指物技術を幅広く体得後、黒田俊介（平成２９年選定保存技術「表装建具製作」保持者認定）に師事するようになってからは、表装建具製作を中心に従事してきた。同人の表装建具製作は伝統的な技術を基礎にしつつ、材料の吟味と正確な加工及び組立の技術において高い評価を得ている。以上から、同人は表装建具製作の技術を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④保持者の略歴

平成１１年　茶道指物製作に従事

平成２４年　黒田工房入社。表装建具製作に従事

（３）備考

同分野の既認定者

（現保持者）

村上潤一（令和３年１０月２８日認定）

※黒田俊介氏は、本人の申出により、今回認定を解除する予定。

〔３．選定保存技術の選定及び保存団体の認定〕

（有形文化財等関係）

１　表装裂製作　　一般社団法人文化財修理表装裂継承協会

（表装裂製作）

（製織中の金襴）

（１）選定保存技術の選定について

①名称

表装裂製作

②選定保存技術の概要

絵画・書跡（書画）などの文化財を掛軸や屏風などに仕立てるためには、高い品格を有する表装裂が不可欠である。裂には書画の内容や時代などを考慮しながら、金襴や綾をはじめとして様々な織物が用いられる。

これら表装裂は、裂の文様、織組織、色彩などを詳細に検討することからはじまり、絹糸などの材料を取りそろえ、綿密に調整された手織り織機などを用いて、伝統的な技術により製織が進められる。

表装裂を製作するには、材料や用具の手配から織る作業に至るまで、多岐にわたる高度かつ熟練した技術が必要であり、豊富な知識と高い見識に基づく総合的な監修も不可欠である。現在、文化財修理に不可欠な伝統的で高品質な表装裂の製作に携わる技術者は極めて稀になっており、用具・原材料の製作や調達も困難となっていることから、表装裂製作の技術について保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保存団体の認定について

①保存団体

団　体　名　　一般社団法人文化財修理表装裂継承協会（ぶんかざいしゅうりひょうそうぎれけいしょうきょうかい）

代　表　者　　理事長　田中（たなか）　淳史（じゅんじ）

事務所の所在地　　京都府京都市

②保存団体の概要

　一般社団法人文化財修理表装裂継承協会（ぶんかざいしゅうりひょうそうぎれけいしょうきょうかい）は、表装裂の製作に携わる技術者の団体で、製織（せいしょく）技術や関連技術の向上などを目的に令和５年に設立された。会員はそれぞれ、織物設計（おりものせっけい）、文様（もんよう）、生糸（きいと）、金銀糸（きんぎんし）・平箔（ひらはく）、染色（せんしょく）、整経（せいけい）、綜絖（そうこう）、機装置（はたそうち）、製織（せいしょく）などの関連技術を継承し、美術工芸品修理に用いる表装裂の製作に従事してきた。設立の背景には、伝統技術による表装裂製作の継承のために、製作者間の協力体制が必要とされたことがある。

　同会は、技術に精通し、長年にわたり美術工芸品修理を支えてきた実績がある技術者等を構成員としており、当該技術の保存継承のための事業を実施するためにふさわしい団体である。

（３）備考

同分野の既認定者及び既認定団体

　なし

［４．選定保存技術の保存団体の追加認定］

（無形文化財等関係）

１　能装束製作　　能装束製作技術保存会

「能装束製作」は、令和２年１０月９日に選定保存技術に選定され、現在、保持者として佐々木洋次氏が認定されている。現保持者に加えて、同保存会を新たに保存団体として「追加認定」するものである。

（織りの作業）

（麻寄せの作業）

（１）選定保存技術「能装束製作」について

能装束製作は、能楽の実演に不可欠な、舞台で着用する装束（衣装）を製作する技術である。製作の中心は、先染めの糸や金銀糸で文様を織り出してゆく紋織の技法で織られた、綾、金襴、紗、緞子などの絹織物であるが、麻を素材とする装束も一部含まれる。

能装束は、表着類の唐織、長絹、着付類の摺箔、熨斗目、袴類の大口、半切など多数の種類から成る。装束は基本的に一点ずつ製作され、図案設計、糸染め、整経、織り、仕立てといった工程を経て完成するが、装束の種類によって形状のみならず、糸の太さや撚りの有無、更には織りの組織も異なるので、製作には多種の装束に対応するための技術が必要となる。また製作にあたっては、依頼者の意図に沿いつつも、舞台での着用を考慮する必要があり、能楽の実演に対する知識も求められる。

重要無形文化財「能楽」の伝承を支える上で、能装束の製作技術を保存することが不可欠であるが、現在能装束製作に携わる技術者は極めて少なくなっているため、保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保存団体の認定について

①保存団体

団　体　名　　能装束製作技術保存会（のうしょうぞくせいさくぎじゅつほぞんかい）

代　表　者　　会長　佐々木（ささき）　洋次（ようじ）

事務所の所在地　　京都府京都市

②保存団体の概要

能装束製作技術保存会は、能装束製作の主たる技術である絹織物の手織りのみならず、縫箔（ぬいはく）や鬘帯（かずらおび）等の製作に必要な刺繍、摺箔（すりはく）等に必要な金銀の箔押し、織り上げた生地の張りや仕立て、麻地への型染め、原材料となる絹糸の染め等、能装束製作に不可欠な、多岐にわたる関連技術を保持する技術者を中心に構成された団体である。同会は、能装束の製作技術の継承と向上を主たる目的として設立された団体であり、技術者養成のための講習・研修の実施、製作に適した材料の確保やそれに必要な調査研究、製作に関する資料の収集及び記録の作成等を主たる事業としている。同会は、能装束製作に長年にわたり従事し、技術に精通している技術者等を構成員としており、当該技術の保存継承のための事業を実施するためにふさわしい団体である。

（３）備考

同分野の既認定者

（現保持者）

佐々木（ささき）　洋次（ようじ）（令和２年１０月９日選定・認定）

Ⅲ．参考

１．選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

２．選定・認定までの手続き

毎年１回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

３．「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区分	選定保存技術（件）	保持者数（人）	保存団体数（団体）
選定・認定前	83	60	42（36）
今回の選定・認定	3	3	3（2）
今回の解除	0	1	0（0）
選定・認定後	86	62	45（38）

※保存団体には重複があるため、（　）内は実団体数

４．「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保　持　者：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として
１人当たり年間約１１０万円
（伝承者の養成に特に必要な場合は追加補助）

保 存 団 体：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための事業実施に必要な経費